

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、お知らせします。

令和8年5月22日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に関する事項

(1) 委託番号・名称	河サ第13号 秋田市市民サービスセンター等特定建築物定期点検業務委託（河辺地域）
(2) 仕様書	別紙「仕様書」のとおり
(3) 履行場所	別紙「仕様書」のとおり
(4) 履行期間	契約締結日の翌日から令和8年9月4日まで
(5) 入札参加要件	<p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく定期点検業務を履行するための有資格者が在籍し、本業務に配置することができること。ただし、建築士の資格で点検する場合は、建築士事務所登録をしていること。</p> <p>イ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。</p> <p>ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないこと、ならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>カ 市税に滞納がないこと。</p>
(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和8年5月22日（金）から令和8年5月29日（金）まで （※土曜日、日曜日除く、午前9時から午後5時まで）
受付場所	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2 秋田市河辺市民サービスセンター 総務担当
(7) 指名通知 （非指名通知）	令和8年6月9日（火）までにFAXで通知
(8) 入札	
日時	令和8年6月11日（木） 午後2時
場所	秋田市新屋扇町13番34号 秋田市西部市民サービスセンター 3階大会議室 （注：入札参加申込み場所とは異なります）
最低制限価格	設定有り
入札保証金	<p>有り（入札保証金の取扱いに係る説明書を参照）</p> <p>ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。</p> <p>第1号に該当する場合は入札保証金免除申請書（入保様式1）および入札保証保険契約に係る書類の写しを、第2号に該当する場合は入札保証金免除申請書（入保様式1）および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。</p> <p>※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>※第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
(9) 契約日	令和8年6月17日（水）まで

## 2 注意事項

### (1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 配置資格者確認書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は直近の営業年度のもの、固定資産税は令和7年度分を提出すること。

なお、課税されていない場合や固定資産を有していない場合は、その証明書（秋田市発行）を提出すること。

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（個人事業主は、住民票）（写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

カ 入札保証金免除申請書（入保様式1）および入札保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

キ 入札保証金免除申請書（入保様式1）および契約書等の写し（秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

ク 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

なお、ア～ウの様式1～3および入保様式1については、秋田市のホームページから入手してください。

### (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

### (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

エ 入札執行回数は2回を限度とします。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとします。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

カ 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

### 3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 問い合わせ先

秋田市河辺市民サービスセンター総務担当 電話018-882-5221